

タイにおける観光産業開発 投資奨励と外資規制

城 前 奈 美

(長崎国際大学 人間社会学部 国際観光学科)

要 旨

タイにおいて1972年から施行している投資奨励法と外国企業規制法を取り上げ、外国企業の導入戦略および規制について考察する。この2つの法による政府の観光市場、特にホテル市場への介入は、経済開発の上でネックとなる「市場の未発達」を克服し、また、過剰な開発を抑え「市場の失敗」に陥ることなく持続可能な産業振興に有効に機能した。そして、地方の潜在的観光地の顕在化を図り、地域格差是正の役割を担っていたことが考察された。

キーワード

タイ、ホテル産業、外資導入、多国籍企業、外国企業規制法

1. 研究の背景

タイは、1961年の第1次国家経済社会開発6ヶ年計画を皮切りに工業化政策を打ち出し、年平均実質成長率は8%強という成長を遂げた。1970年代は、世界的な経済ナショナリズムの高揚を反映して、1972年に外国企業規制法(正式には革命団布告281号、Announcement of the National Executive Council No. 281)や外国人就業法(革命団布告322号、Announcement of the National Executive Council No. 322、1978年に改正)を施行し外資規制色を強めた。一方で、外資導入は産業のキャッチアップを図るための重要な手段であることから、1954年産業奨励法、1962年産業投資奨励法を拡張し、1972年投資奨励法(革命団布告227号、Announcement of the National Executive Council No. 227)、1977年に投資奨励法(พระราชบัญญัติส่งเสริมการลงทุน พ.ศ.2520、Investment Promotion Act)が制定され、外資規制立法を残しながらも投資奨励措置を採るといふ2つの軸を採ってきた(表1参照)。

1990年代前半は経済自由化の流れを受けて

1970年代に制定された法律の改正が全般的に行われ、その一環として、1991年投資奨励法(แก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัติส่งเสริมการลงทุน (ฉบับที่2) พ.ศ.2534)が改正された。1997年に発生した通貨危機以降、法的整備がさらに加速され、経済再建と経済自由化を目的とした対応が見られる。1999年に規制緩和を図った外国企業規制法(พระราชบัญญัติการประกอบธุรกิจของคนต่างด้าว พ.ศ.2542: Foreign Business Act)が公布され、翌2000年に施行された。さらに投資奨励法も2001年に再度改正された¹⁾。国際的な自由化の流れや近隣諸国との地域統合による影響を受け、タイは一層の規制緩和が求められる。外資規制の撤廃・自由化とともに、補助金・優遇税制措置といった外資奨励策の撤廃が今後の議論の対象となることが予想される。

観光収入による外貨獲得は、1970年代より着目されるものであった。輸入代替工業化は、資本財の輸入を必要とし、輸出志向工業化は、原材料や中間財の輸入を必要とした。これらの輸入の拡大と、さらに国内の貯蓄不足を補う外資

表 1 タイ経済年表

	経済政策の潮流	国家経済社会開発計画	法的整備	
			外国企業規制	投資奨励
1954				産業奨励法
1961 1962 1966	経済開発始動	第一次 6 カ年計画 第二次 5 カ年計画		産業投資奨励法
1971 1972 1976 1977 1978	経済ナショナリズム工業化 外資導入	第三次 5 カ年計画 第四次 5 カ年計画	外国企業規制法 (革命団布告281号) 外国人就業法 (革命団布告322号) 外国人就業法改正	投資奨励法 (革命団布告227号) 投資奨励法
1981 1986	地域格差是正	第五次 5 カ年計画 第六次 5 カ年計画		
1991 1996 1999 2000	経済自由化・規制緩和	第七次 5 カ年計画 第八次 5 カ年計画	外国企業規制法(公布) 外国企業規制法(施行)	投資奨励法改正
2001		第九次 5 カ年計画		投資奨励法改正

導入は、工業製品の輸出が軌道にのるまで経常収支を悪化させるものであった。鉱物資源をほとんど有しないタイは、米を主とした農水産物の輸出に頼らざるを得なかったが、観光収入の増加はタイ政府にとって輸出源として期待されるものとなった(図 1 参照)。1979年第 4 次国家経済社会開発計画の中間報告で、観光の重要性が認識され、初めて観光が開発計画の中に盛り込まれた。第 4 次計画ではパタヤやプーケットといった拠点開発が中心であった²⁾が、第 5 次計画以降、観光インフラ整備、観光警察、プロモーションなど本格的に観光産業の振興策が講じられ、それに伴う観光収入の増加は輸出力の向上につながった。

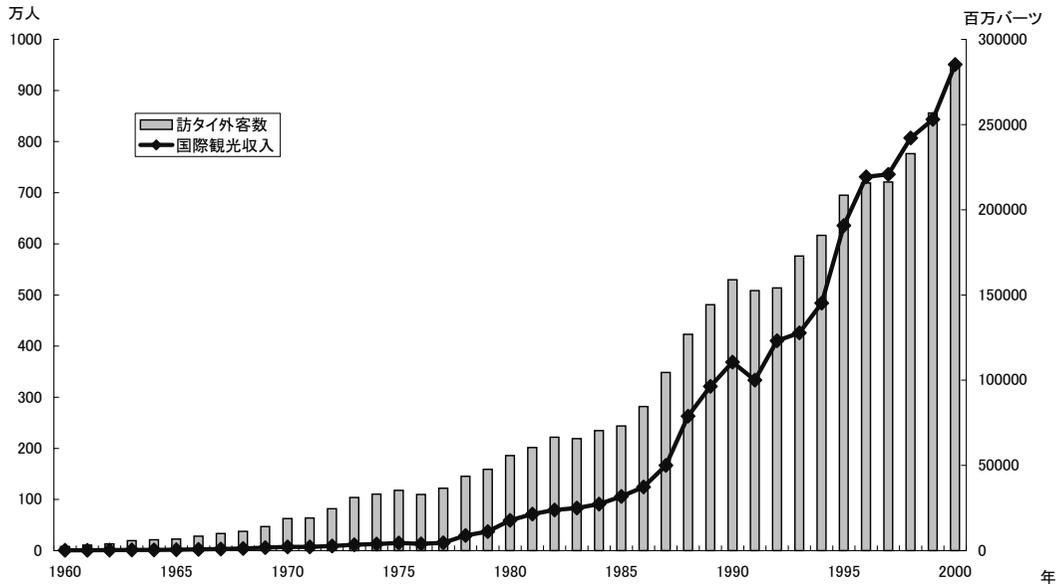
このような歩みを背景とし、タイ政府は、観光産業開発においては、外資規制と外資奨励の 2 つの策を組み合わせ採用し、外資導入を

図ってきた。本研究では、タイ政府が観光産業開発の場面において、どのような外資規制と外資奨励を図ってきたのか、そして、これらの外資政策は、経済開発においてどのような効果があったのかを考察することである。

2. 先行研究と理論的考察

政府の市場への介入は、新古典派モデルのもつ「市場の自由化」が効率的な資源配分を達成するという命題に反することである。しかしながら、政府介入の妥当性がさまざまな論点から挙がっている。1 つは、新古典派モデルが市場の完全性を前提とすることが現実的でないこと、2 つに、外部経済の存在から産業政策の意義が評価されること、などである。

市場の不完全性については、情報の非対称性や公共財の存在、収穫逓増、制度的な不備等の



出典) Tourism Authority of Thailand, “Tourism Authority of Thailand Annual Report 2003” より作成。

図1 訪タイ外客数および国際観光収入の推移

議論により、市場の不完全性による「市場の失敗」や「市場の未発達」が説明されてきた。観光に関連する事象においても持続的な発展可能性を損なうような乱開発を例とする「市場の失敗」が挙げられる。このような「市場の失敗」を背景に、Gray (1970) や Sinclair (1997) は観光開発における開発途上国政府の役割を肯定し、政府の役割を論じている。

多国籍企業に関する研究は、世界的な直接投資の拡大とともに深化しており、その多くは経営資源 (Ownership) 立地 (Location) 取引の内部化 (Internalization) といった視点からの展開である³⁾。開発途上国に関連すると、多国籍企業の雇用や生産性など国内経済への効果が研究されており、観光に関連すると、ホテル業や旅行業の多国籍化の要因と受入国への影響等が研究されている。

McQueen (1983) は、開発途上国における多国籍ホテル企業の効果について経営資源の移行の有効性を議論し、政府は長期的な計画でこれらの経営資源とその移行について評価すること

が望ましいとしている。

これまでの研究では、開発途上国における多国籍ホテル企業の導入に関する政策自体の考察がなされていない。タイの経験は、外資規制と外資奨励の2つの政策を同時に行い、戦略的に外資導入を図ってきた事例である。このタイの政府介入が「市場の未発達」を克服し、「市場の失敗」を未然に防ぐ持続可能な産業振興を進める有効な手段となりえるのかについて考察できるとともに、タイの経験が成功事例であったのかについても考察できると考える。そして、このタイの経験から、開発途上国の観光産業開発における外資導入の手法について議論を深めることができると考える。次節では、タイの外資規制と外資奨励の具体的な方策について考察していく。

3. 外国企業規制法と投資奨励法

(1) 外国企業規制法

1972年外国企業規制法は、外国企業が得る利益の国内への配分を保護すること、ならびに、

自国企業の保護・育成を目的に、外国資本が50%以上もしくは外国人株主が半分以上を占める企業の活動を規制したものである。表2にみるように、規制業種が3つのカテゴリに分類され、一切の営業を禁止する12業種（カテゴリ1）、タイ政府投資委員会（Board of Investment、以下BOI）が承認した投資奨励企業以外の営業を禁止する37業種（カテゴリ2）、商務省商業登録局の許可を必要とする14業種（カテゴリ3）の計63業種の対内参入が規制されている⁴⁾。この規制業種の中で、観光に関連する業種を挙げてみると、カテゴリ2に「旅行業」「ホテル業（ホテルマネジメント業を除く）」「国内運輸（陸上・海上・航空）」の3業種があ

り、カテゴリ3に、「観光促進のための食料あるいは飲料の販売」「カテゴリ1・2に含まれていないサービス業務」がある。この結果、観光産業を構成する3大業種のほぼ総てにおいて、外国企業が50%以上の資本を持って参入することができず、参入したい場合には50%未満の資本で参入するか、投資奨励の承認を得なければならぬ。

この法的制約は、次の2点を指摘することができる。1つは、資本力を要するホテルの所有に規制をかけ、比較的初期資本を必要としないホテルマネジメントは自由に開放しているという点である。ホテルマネジメント業とはマネジメント契約（Management Contract）を通じ

表2 外国企業規制法の流れ

	1972年外国企業規制法 (革命団布告第281号)	1999年外国企業規制法 (2000年施行)
参入制限業種	カテゴリ1(12業種): 外国企業の営業禁止業種。 米作、土地取引、会計業務、法律業務、広告業、家屋建造など。	カテゴリ1(9業種): 外国企業の営業禁止業種。 農林業、土地取引、新聞発行、骨董品取引など。
	カテゴリ2(37業種): BOIの投資奨励企業を除いた外国企業の営業禁止業種。 農作、林業、漁業、国内運輸、砂糖製造、製菓、冷凍業、木材加工、衣服製造、小売・卸売業、骨董品販売、クリーニングなど。	カテゴリ2(13業種): 内閣の承認のもと、商業大臣によって許可されたものを除いた外国企業の営業禁止業種。 国家の安全、文化的影響、伝統、民芸品(工芸品)、自然環境に関係する産業。 国内運輸、骨董品・民芸品販売、岩塩製造など。
	カテゴリ3(14業種): 商務省商業登録局の許可を必要とする業種。 輸出業、刺繍・織物製造、製紙、岩塩製造、採鉱など。	カテゴリ3(21業種): 商務省商業登録局の許可を必要とする業種。外国企業に対して、タイ企業が十分な競争力を有していない産業。 漁業(養殖)、建設業、小売・卸売業、広告業など。
参入制限業種数	63業種	43業種
観光関連産業		
(1)旅行業	カテゴリ2	カテゴリ3
(2)ホテル業	カテゴリ2(ホテルマネジメント業を除く)	カテゴリ3(ホテルマネジメント業を除く)
(3)運輸業	カテゴリ2(国内運輸)	カテゴリ2(国内運輸)

出典) 1972年法は、財団法人世界経済情報サービス(ワイス)「タイ経済貿易の動向と見通し」

1995年版より抽出。1999年法は、<http://www.mfa.nl/contents/pages/10651/foreignbusinessact.pdf>より抽出。

てホテルの所有者から経営を受託して運営するものであり、ホテル企業が多国籍化する上で、採用する割合が高い形態である。しかし、当時の資本力の弱いタイは他の開発途上国と同様に、外国企業がホテルのオーナーとなり経営もするという所有・直営方式が一般的であり比較的多かった。したがって、総合的に見るとホテル業の進出には障壁が高いことが推察できる。2点目は、先進国の外資企業がタイに49%までの資本で進出するのであれば、この法的な制約を受けないが、当時のタイでは、初期資本を要するホテル業や運輸業が残りの現地資本を調達することは難しいことである。

これらの法的制約から、観光産業の振興を図るといっても観光関連企業の参入障壁が意外にも高かったことがわかる。タイ政府の狙いは、次の点にあったと推察できる。工業部門における外資導入は、技術の導入を含め経済開発の起爆剤となるよう規制を加えることなく外資奨励を図ったが、そのために発生する借金や国際収支赤字をなるべく軽減させるために、観光による外貨獲得を図りたかったと思われる。そこで、観光部門の外資奨励を図るとすれば、新たな借金や国際収支赤字をつくることになってしまう。したがって、最小限の外資導入により、最大限の外貨獲得を観光部門に求めていたといえる。

また、外国企業規制法と同じく1972年に制定された外国人就業法（革命団布告322号、Announcement of the National Executive Council No. 322）は、タイ国民の就業を保護するため、外国人がタイ国内で就業することのできない139の職業を設け規制している。その中には、ツアーガイドが含まれている。1978年に改正でいくつかの職業が改正された⁵⁾が、ツアーガイドに関してはそのまま規制されていた。しかしながら、AFTA（ASEAN 自由貿易地域）の合意や GATS（General Agreement on Trade in Services）により、2000年より AFTA 加盟国の外国人、2001年よりすべての外国人に

ツアーガイドの参入の機会が与えられている。

外国企業規制法は27年間維持されてきたが、上述した世界的な経済自由化への流れや地域統合により、1999年に改正され公布（2000年施行）されている⁶⁾。この改正による大きな変更点は、次の通りである。

カテゴリ2は、内閣の承認のもと、商業大臣によって許可された外国企業の参入が可能となった。

カテゴリ2には国家の安全、文化的な影響、伝統、民芸品（工芸品）、自然環境に関係する産業、カテゴリ3には外国企業に対して自国企業が十分な競争力を有していない産業に、業種が再編成されている。

規制業種は63業種から43業種に削減され、さらに、残存する業種もカテゴリ区分を規制の緩い方向へシフトし門戸を開放している。

旧法では施行されてから各区分の業種の見直しを一度も行っていないが、新法では毎年業種の見直しを図ることとなっている。

新たに最低投資額を規定し、当該業種が制限業種であれば最低300万バーツを、制限業種に該当しない業種でも最低200万バーツを投資しなければならない。

これらの変更の多くは、規制緩和に向けた動きに対応したものであるが、最低投資額の規定や、旧法にはなかった業種の追加などの反対の動きを示すものもある。

観光関連産業は、この改正法の中でカテゴリ2からカテゴリ3へ変更され門戸が広げられたものと、変更されなかったものに分けられる。「旅行業」「ホテル業（ホテルマネジメント業を除く）」はカテゴリ2からカテゴリ3へ、「国内運輸（陸上・海上・航空）」はカテゴリ2のまま変更なし、「食料あるいは飲料の販売」「その他のサービス業務」はカテゴリ3のまま変更なし

しである。だが、多国籍企業の拡大がめざましい業種は「ホテル業」や「旅行業」であることから、この改正によって観光関連産業は自由化へ踏み出されたといえる。

(2) 投資奨励法

投資奨励法による奨励業種は、2002年10月現在、7類113業種246細目であり、タイ政府は開発途上のこれらの産業部門への投資企業に対し特典を与えている。外国企業規制法による規制業種の一部も含め条件に適合すれば外国企業の対内投資を認めている。奨励業種の中で観光産業に関わる業種は、観光助長サービス(マリーナ、観光ポートやヨットのレンタル、アミューズメントパーク、文化施設、水族館、レース場、動物園、ケーブルカー)や観光補助サービス(コンベンションホール、国際展示場、ホテル)がある⁷⁾。この中で奨励件数の多いホテル業種の投資奨励条件には、客室数⁸⁾や客室・ロビーの広さなどが定められている。1972年の投資奨励法の施行後、この奨励業種にほぼ変化はない。投資奨励を申請する企業は、BOI事務局に対し奨励法の条件に従い投資プロジェクトを説明した申請書を提出し、認可を受けなければならない。奨励を認可された企業は、租税上の優遇措置を受けられる。たとえば、BOIの定める期間(3~8年)の法人所得税の免除、事業税や輸入関税の免除や減免などである。

BOIは、この法の下で奨励を遂行する機関であるが、1981年9月以降、バンコク市内のホテルの飽和状態を理由にバンコク市内のみ奨励リストから削除し、バンコク市外に限り奨励していた。停止していたバンコク市内のホテル投資に対する奨励は1987年観光客増加に伴うホテル不足に対応して再開されている。

BOIが告示した「2000年投資奨励政策および原則(ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 2 / 2543 เรื่อง ประเภท ขนาด และเงื่อนไขของกิจการที่ให้การส่งเสริมการลงทุน : Based on Board of Investment Announcement No. 2 / 2543

Types, Sizes and Conditions of Activities Eligible for Promotion)」⁹⁾において、新たに

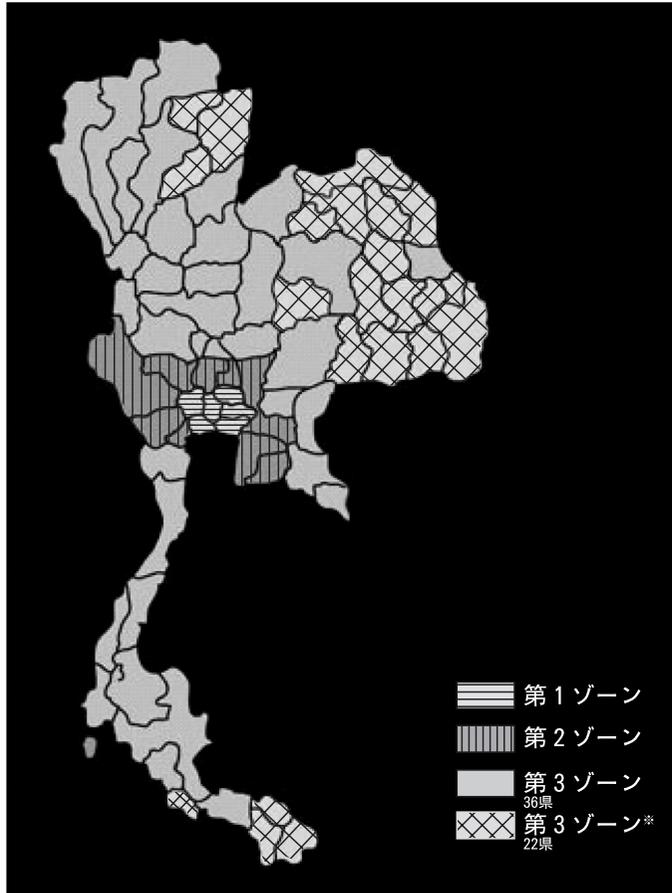
特別重要業種を設け、それらの奨励企業には特典を厚くし、全国を3ゾーンに分けて税制上のインセンティブに差をつけ、地方への投資企業を優遇する地方産業振興政策を採っている。第1ゾーンはバンコク首都圏6県、第2ゾーンは首都圏周辺11県およびプーケット、第3ゾーンはその他の58県(図2参照)とし、ホテル業種については、第1ゾーンと第2ゾーンでの投資プロジェクトに租税免除の特典を付与し、第3ゾーンでは租税免除と機材の輸入関税免除の特典を付与するといった差をつけている。さらに、第3ゾーンの一部について、「2000年投資奨励政策および原則」にある特典を全て約束し、地方の中でも拠点的に観光振興を図っている(図2の第3ゾーンを参照)。

4. ホテル投資と外資の受入

タイにおける1970年代のホテル業界の多国籍企業の統計が乏しい中で、1979年の調査¹⁰⁾では、ファースト(デラックス)クラスホテル35軒のうち、20軒のホテル所有が100%タイ資本であり、残りの15軒が外国との合弁であったと報告されている。100%タイ資本で所有する20軒のホテルの多くは、国際ホテルチェーンによって経営されている。また、合弁企業の出資比率は、タイ資本が平均75.83%、香港、イギリス、アメリカを主とする外資の割合が24.17%であった。

表3はBOIが投資奨励したホテルの件数および客室数である。1982年から1986年までバンコク市内の投資奨励は停止していた為、65件9160客室はすべてバンコク市外の数となる。1987年にバンコク市内の供給不足に対応し奨励を再開してから急増し、1991年までの5年間は年平均60件となっている。

BOIが観光主要地域の供給不足に対応して、その地域への参入を奨励してきたことは、表4の主要各都市の客室数の増加と稼働率の安定か



出典) http://www.boi.go.th/english/about/boi_privileges_by_location.asp

図2 タイの投資奨励区域

表3 BOI 投資奨励ホテル(申込届出ベース)

1982-1986		1987-1991		1992-1995	
件数	客室数	件数	客室数	件数	客室数
65	9160	302	91044	67	10853

出典: Board of Investment, Thailand 資料。

ら窺い知ることができる。BOI は過剰な開発投資を未然に防ぎ、持続可能な観光開発に向けた統制を図ってきた結果であるといえる。また、BOI は地域格差是正を目的に、観光の潜在需要を有する地域への投資について優遇し奨励を与えたことで、潜在的観光地を顕在化させて

きた。これは、地方のインフラ未整備による観光市場の未整備を、観光産業の参入振興を図ることにより克服した成果と推察できる。

図3は、海外直接投資収支(ネット)とBOIが奨励認可したホテルの客室数を時系列で示したものである。1997年の通貨危機以降、直接投資収支は外国投資の引き揚げを招いたため、増加傾向にあった。これに対して、BOIが奨励認可したホテル客室数は、1989年および1990年の大幅な増加を除き、縮小傾向にあることが分かる。これは、国内の資本力の増強により、ホテルの奨励申請件数が減っているためであると考えられる。

表 4 主要各都市の宿泊施設客室数とその稼働率の推移

年	バンコク ⁽¹⁾		パタヤ		チェンマイ		プーケット	
	客室数	客室稼働率 (%)	客室数	客室稼働率 (%)	客室数	客室稼働率 (%)	客室数	客室稼働率 (%)
1977	11,104	61.90						
1978	11,286	76.10						
1979	11,326	79.05						
1980	11,927	80.13						
1981	13,824	75.43						
1982	14,878	73.47	7,642	53.23	5,098	54.11	2,886	44.61
1983	16,006	61.16	8,647	48.18	5,386	52.19	2,878	47.65
1984	18,906	57.60	9,720	50.92	5,536	51.10	3,443	57.37
1985	20,968	57.83	10,504	53.07	6,172	50.63	4,072	47.21
1986	22,576	62.60	10,764		6,877		4,754	
1987	24,124	75.60	11,262		7,182		6,551	
1988	25,605	79.90	14,297		8,227		7,988	
1989	27,117	87.90	18,097		9,474		12,259	
1990	28,845	78.10	22,005	53.60	10,893	54.08	13,160	63.38
1991	31,788	62.00	24,414	50.57	11,845	50.36	14,912	57.59
1992	34,611	53.20	24,957	45.45	12,057	41.34	16,167	39.63
1993	44,245	56.56	25,430	42.49	13,232	45.95	16,652	59.85
1994	49,619	55.56	28,006	49.62	16,328	48.38	17,641	53.86
1995	52,822	59.62		51.55		46.42		61.95
1996		58.76	25,319	57.21	16,295	40.73	19,090	55.16
1997		52.72		51.87		39.22		54.00
1998		54.76		56.14		42.55		58.87

(1) 小規模施設を除く

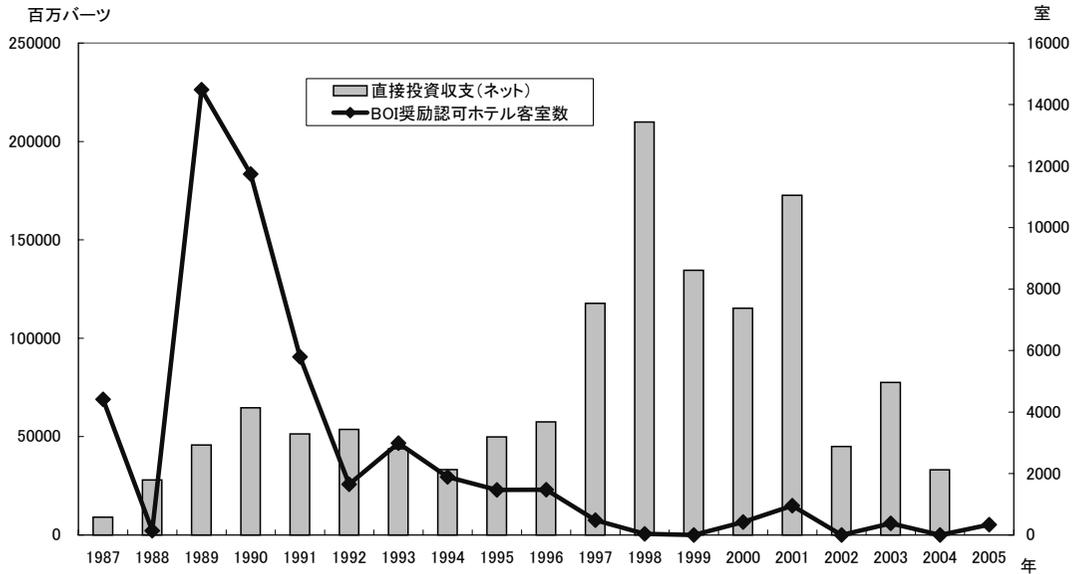
出典：Tourism Authority of Thailand, Tourism Authority of Thailand Annual Report 各年。

5. 結 語

国内利潤を保護する目的でタイが外国企業規制法を施行し、観光産業の中でもホテル業の参入に対して規制したことは、外貨の漏えいを軽減させるとともに、過剰なホテル投資開発を抑制する働きをもった。一方で、投資奨励法は、地域性を考慮した開発を推し進めることを可能にした。この政府主導の観光産業開発は、経済開発の上で「未発達な市場」を法的な整備で補

い、結果的に観光の潜在需要をもつ地域に観光市場の顕在化をもたらし、また、ホテル供給については過剰な開発を抑え「市場の失敗」を未然に防ぐ持続可能な開発であった。

タイにおける観光産業への政府介入の経験を考察した結果、開発途上国政府の役割、特に産業政策に関する役割を肯定できたといえる。ただし、政策手腕次第では、非効率な資源配分につながりかねないことは否定できない。この意



出典) Tourism Authority of Thailand, "Tourism Authority of Thailand Annual Report 2003" より抽出。

図3 海外直接投資（ネット）および BOI 奨励認可ホテル客室数

味で2つの法的な措置が、観光産業の中でもタイ資本ホテルや外資ホテル、投資奨励を受けたホテルにどのように影響してきたか、そしてそれらの収益や生産性に相違が見られたかを実証分析することは政策的志向をより深く検証することを可能にするが、統計上の不備により断片的な考察をするにとどまった。

タイは、経済発展とともに今後も自由化への国際的な圧力を受けながら、他の産業と同様に観光産業についても規制緩和が進むものと推察できる。この規制緩和により、より多くの外国人や外国企業が参入し、競争が激化するであろう。これに伴って、法的な保護政策のもとに育成されてきた国内資本企業の競争力が問われることとなる。

注

1) 投資奨励法(2001年改正)の条文については下記 BOI の HP を参照。

http://www.boi.go.th/english/download/boi_forms/proact_eng.pdf

2) 第4次中間計画に盛り込まれた内容は、次のと

おりである。

パタヤ観光開発計画 1980-1981 第1段階
開発予定地区: パタヤ海岸およびチョンブリ地区

開発資金: OECF および政府予算
投資予定額: 交通, 通信, 土木関係の観光開発のための基盤施設整備費に10億9220万バーツ, その他の施設整備費に17億2120万バーツ。

実施調査引き受け機関: 日本政府および国際協力事業団

開発当局: パタヤ市

プーケット観光開発計画 1981-1986 第1段階

開発予定地区: パトン海岸, カタ海岸, ナイハン海岸およびプーケット地区

開発資金: 外国からの借款および政府予算
投資予定額: 交通, 通信, 土木関係の観光開発のための基盤施設整備費に12億5690万バーツ, その他の施設整備費に12億4700万バーツ。

実施調査引き受け機関: パシフィックコンサルタンツインターナショナル社(日本)

開発当局：TAT

3) 多国籍企業の進出要因について、経営資源、立地、取引の内部化の三点を挙げているが、これらの詳細については、城前(2006)を参照。

4) 1977年(仏暦2520年)5月4日付 Government Gazette Volume 94, Part 38, Special Issue を参照。

5) 外国人就業法(1978年改正)による禁止職種39業種は、次のとおりである。

(1)以下の(2)による業種以外の肉体労働。(2)農業、畜産、林業、漁業、ただし、熟練業務、専門業務、農場管理、および海上漁業の船上単純労働を除く。(3)煉瓦工、木工、その他の建築作業。(4)木製の彫刻。(5)車両の運転、ただし、機械、国際便航空機の操縦を除く。(6)店頭での販売。(7)競売。(8)会計管理、会計監査、会計サービス、ただし一時的な内部監査を除く。(9)宝石研磨、加工。(10)理髪、美容。(11)手織り織布。(12)竹、わら、麻類、籐類、イグサ細工によるござ、日用品製作。(13)手漉き紙製作。(14)漆器製作。(15)タイ楽器製作。(16)二エ工細工(注:タイの伝統工芸)。(17)金、銀、ナーク細工。(18)石を使用する金属研磨。(19)タイ人形製作。(20)寝台、寝具製作。(21)鉢の製作。(22)タイシルク手工芸。(23)仏像製作。(24)包丁、ナイフ製作。(25)紙、布製かさ製作。(26)靴の製作。(27)帽子の製作。(28)仲買、代理業、ただし国際取引の場合をのぞく。(29)土木関係業務(設計、計算、システム構築、研究、プロジェクト策定、検査、工事監督、助言)、ただし、特別熟練業務を除く。(30)建築業務(デザイン、設計、見積もり、設計管理、助言)。(31)服飾品製作。(32)陶磁器製作。(33)手巻きたばこ製作。(34)観光ガイド、観光旅行主催。(35)行商。(36)手作業によるタイ文字の活字組。(37)手作業による絹糸紡績。(38)事務員、秘書業務。(39)法律、訴訟にかかるサービス、ただし仲裁人の業務を除く。

6) 外国企業規制法(1999年改正)の条文については下記 HP を参照。

<http://www.mfa.nl/contents/pages/10651/foreignbusinessact.pdf>

7) 投資奨励業種については、BOI ホームページを

参照。

http://www.boi.go.th/english/about/boi_policies.asp

8) 1977年投資奨励法において、都市地域では、新築の場合80室以上、都市地域外では、新築の場合60室以上を有することが条件付けられていたが、2004年にはいずれのホテルも100室以上に変更になっている。

9) 「2000年投資奨励政策および原則」については下記 HP を参照。

http://www.boi.go.th/thai/about/eligible_activities.asp

10) Ayudhya, Sivavudh Devahastin Na/Sirisopak Buraphadeja/Sumalee Chivamit (Ed.) (1982) pp. 76 を参照。

参考文献

絵所秀紀(1997)『開発の政治経済学』日本評論社
城前奈美(2000)「タイの経済開発と観光産業の役割 貯蓄・投資ギャップの視点から」『日本観光学会誌』第36号、40-47頁

城前奈美(2006)「宿泊産業の対日直接投資に関する基礎研究」『長崎国際大学論叢』第6巻、105-114頁

トラン・ヴァン・トウ(1992)『産業発展と多国籍企業』東洋経済新報社

Ayudhya, Sivavudh Devahastin/Na Sirisopak Buraphadeja/ Sumalee Chivamit (1982) *The Impact of Transnational Companies in the Hotel and Tour Business (Revised Edition)*, Chulalongkorn University Social Research Institute, pp. 48-76

Gray, H. Peter (1970) *International Travel International Trade*, Heath Lexington Books

McQueen, Matthew (1983) 'Appropriate Policies Towards Multinational Hotel Corporations in Developing Countries', *World Development Vol. 11 No. 2*, pp. 141-152

Sinclair, M. Thea and Mike Stabler (1997) *The Economics of Tourism*, Routledge, = 小沢健市(監訳)(2001)『観光の経済学』学文社